

社団法人 日本山岳ガイド協会

役員退職慰労金規則

(目的)

第1条 社団法人日本山岳ガイド協会（以下「社団法人」という。）の、常勤又は常勤に準ずる役員（以下「常勤の役員」という。）の退職慰労金は、この規則に基づいて支給する。

(退職慰労金の算出基準)

第2条 退職慰労金の算出基準は、常勤の役員の年俸の12分の1を月額とし、その月額による。

(退職慰労金の支給額)

第3条 退職慰労金の支給額は、「月額×勤続年数×2.5」とする。勤続年数は月単位の端数を含める。

附 則

1、この規則は平成15年4月14日から施行する。